

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度 定期監査(中期・後期)(30監査第191号)分

指摘事項	当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
<p>2 収入事務 (4)債権管理を適正に行うべきもの(報告書6、7ページ)</p>	<p>保育所利用者負担金、し尿処理手数料、下水道使用料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された延滞金を徴収していなかった。 本件については、平成28年度定期監査でも同様の指摘をしている。 また、下水道受益者負担金の高額滞納者について、分納誓約書の徴収や差押えを実施しておらず延滞金も徴収していなかった。 法令等に基づき、適正に徴収されたい。</p>	<p>現在、延滞金徴収のための納付書様式について検討をしているが、延滞金徴収を行っている関係課に実施状況を確認する中で、延滞金徴収に係る収納管理等については人員が必要であり、現体制では実施が難しいことから、実施に向けて人員配置及び収納管理業務方法等の検討を行っていく。</p>	<p>延滞金の徴収に必要な事務処理手続を進め、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき、令和3年度から徴収を実施することとした。</p> <p>保育・幼稚園課</p>
<p>(意見) 1 適正な事務の執行と内部統制体制の整備について(報告書10ページ)</p>	<p>平成30年度において、長野市事務処理適正化対策委員会で取り上げられた事務処理誤り関連事案は計13件となっており、その内訳は下表のとおり(省略)である。 最も多い発生件数となった工事費関連の積算誤りによる入札延期等は、平成31年に入って既に2件発生しており、いずれも単価等を誤って入力したことによる人為的ミスが原因であった。このように同様の事務処理誤りが相次いで発生したことは、工事の遅延等により市民生活に影響を及ぼすだけでなく、行政に対する市民の信頼を大きく揺るがす結果を招くことは言うまでもない。また、発生した事務処理誤りが、経済的・社会的にどの程度の不利益を市や市民等に与えるか(与えたか)を適切に判断することも組織として必要不可欠であり、発生原因が職員の非違行為等であった場合は関係職員の処分も想定する必要がある。 しかし、組織として重要なことは、事務処理誤り等をゼロにすることはできないまでも、市民生活への影響、深刻な不利益の発生を予防し、また、発生した場合には影響や不利益を最小限に留めることである。 こうした背景の中、平成29年に地方自治法が改正され、首長は「内部統制」(執行機関内でのリスク管理)に関する方針を策定し、これに基づき全庁的な取組を推進するための体制を整備することとされた。 内部統制の整備等は県及び指定都市以外は努力義務とされているが、同年、参議院総務委員会で法改正に伴う附帯決議が政府に提出されている。 その内容は、「内部統制体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任に基づいて適切に実施することが求められるため、本法において努力義務とされた指定都市以外の市町村においても、内部統制に関する方針が早急に策定されるよう引き続き検討を行うこと。」とされている。 内部統制の整備・運用は喫緊の課題であり、「市民から信頼される地方公共団体」を実現するためにも早急に着手することを望むものである。</p>	<p>内部統制体制の整備については、令和2年4月までに整備が義務付けられている長野県の状況及び他の中核市の事例・動向を参考にしながら検討していく。</p>	<p>国が示す内部統制の枠組みを参考に既存の事務処理適正化対策委員会の機能を拡充し、基本方針の策定や所属別リスク管理表を作成するなど、事務処理ミス防止に向けた仕組みを導入した。</p> <p>行政管理課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

定期監査(中期・後期)(30監査第191号)分

指摘事項	当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
<p>(意見) 2 簿外で管理している水道料金の債権について(報告書11、12ページ)</p> <p>従来、水道料金は下水道使用料と同様に5年で時効を迎える公債権として取り扱われていたため、5年を経過したものは不納欠損処分を行っていた。しかし、平成15年10月の最高裁の判決によって水道料金は私債権であることが確定した。当該判決以降、長野市上下水道局では、私債権として2年の時効を経過したもののうち、死亡、行方不明等で回収が著しく困難な未収金を、当該企業会計独自の不納欠損処分(法的には債権は消滅していないが会計上調定の取消を行う。)を行い、簿外管理としている。</p> <p>○時効の援用のない当該債権について、簿外で管理する方法をこのまま継続することは、簿外の債権が増え続け、事務の負担を増やし適切ではない。</p> <p>○適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、債務者の時効の援用が得られない場合は、条例等の制定により法的に債権を消滅させることを検討するべきである。</p> <p>○条例が改正されるまでは、簿外管理している債権の総額を公表するべきである。</p> <p>また、平成28年度定期監査においては、私債権を含めた未収金に対し各部署間の連携を図りながら、全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討するよう意見している。</p> <p>上下水道局営業課ではこれらの意見に対し、「庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めている。」としていたが、現時点で具体的な措置はとられていない。</p> <p>また、簿外管理債権の総額公表について、「簿外管理の概要について、今後公表することを予定している。」としたものの、水道事業会計決算書では、簿外管理を決定した単年度債権額の記載のみで債権総額は公表されていない。</p> <p>調査の結果、平成17年度からの簿外管理債権の総額は、平成31年1月30日現在において、160,096,156円となっている。</p> <p>この膨大な債権総額を公表しないことは、決算書においても時効が過ぎた未収金の額が明示されていないため、当該公営企業全体の経理状態等を正しく表示しているとは言い難く、議会によるチェック機能が届きにくい状態にある。</p> <p>また、不納欠損処分に係る法的な規定はないが、行政実例「昭和27年6月12日地自行発161号三原市監査委員宛行政課長回答」では、「既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされ、債権が消滅して初めて不納欠損処分が可能になるものである。</p> <p>なお、長野市上下水道局財務規程第39条第1項においても、不納欠損について「法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合(略)」と規定しており、債権放棄又は債権消滅をもって不納欠損処分することとしている。</p> <p>このような背景の中、全国的にも私債権管理条例等を制定し、債権放棄に該当する項目を条例化している自治体が増えつつある。</p>	<p>本年度に行った調査では、債権放棄の条例及び規定を定める市のうち約8割が市の私債権全体に係る債権管理条例を制定している。この状況を踏まえ、庁内の関係課で構成する収納向上対策協議会など中心に全庁的に債権放棄規定の整備等について検討していく。</p>	<p>適正な債権管理に向けて、適正な手段を尽くしても徴収見込みがなく時効を迎えた水道料金債権について、条件を厳格に限定した上で、要件を満たす債権を放棄できるよう、長野市水道事業給水条例の改正を行った(令和2年3月30日施行)。</p>	<p>営業課</p>